

---

プロジェクト	IFRS 適用課題対応
項目	IFRS 第 9 号「金融商品」及び IAS 第 39 号「金融商品：認識及び測定」—金融負債の認識中止に係る「10%テスト」に含めるべき手数料及びコスト

---

## I. 本資料の目的

1. 本資料は、2016 年 5 月開催の IFRS 解釈指針委員会（以下「IFRS-IC」という。）会議での議論を受けて公表された IFRS 第 9 号「金融商品」及び IAS 第 39 号「金融商品：認識及び測定」に関するアジェンダ決定案について、その内容をご説明するとともに、当委員会による対応案についてご意見をいただくことを目的としている。

## II. 背景

### 要望書の概要

2. IFRS-IC は、2015 年 8 月に、IFRS 第 9 号及び IAS 第 39 号における金融負債の認識の中止に係るいわゆる「10%テスト」に含まれる手数料及びコストの範囲について明確化を求める要望書を受けた。
3. IFRS 第 9 号 3.3.2 項<sup>1</sup>では、借手と貸手の間で「大幅に異なる条件」による負債性金融商品の交換又は条件変更がなされた場合、従前の金融負債の消滅と新しい金融負債の認識として会計処理すべきことが定められている。

現在の借手と貸手との間での、**大幅に異なる条件**による負債性金融商品の交換は、従前の金融負債の消滅と新しい金融負債の認識として会計処理しなければならない。同様に、現存する金融負債又はその一部分の条件の大幅な変更は、（債務者の財政的困難によるものかどうかを問わず）従前の金融負債の消滅と新しい金融負債の認識として会計処理しなければならない。

4. この「大幅に異なる条件」に関連して、IFRS 第 9 号 B3.3.6 項<sup>2</sup>では、いわゆる「10%テスト」が定められている。

3.3.2 項の目的上、新たな条件が大幅に異なるものとされるのは、新たな条件によるキャッシュ・フローの割引現在価値（受取手数料を控除後の支払手数料を含み、当初の実効金利で割り引く）が、当初の金融負債の残りのキャッシュ・フローの割引現在価値と少なくとも 10%異なる場合である。負債性金融商品の交換又は条件変更が負債の消滅として会計処理される場合には、発生したコスト又は手数料は、すべて消滅による損益の一部として認識される。交換又は条件変更が負債の消滅として会計処理されない場合には、発生したコスト又は手数料は、当該負債の帳簿価額の修正となり、変更後の負債の残存期間にわたって償却される。

---

<sup>1</sup> IAS 第 39 号第 40 項を変更せずに引き継いだものである。

<sup>2</sup> IAS 第 39 号 AG62 項を変更せずに引き継いだものである。

5. 要望書の提出者は、「10%テスト」において含めるべき「受取手数料を控除後の支払手数料」について、借手と貸手との間の手数料に限られるとの見解（見解1）と、第三者との間での手数料（直接的な関連性を有するもの<sup>3</sup>）も含むとの見解（見解2）の双方が存在するとしていた。

### IASB スタッフによるアウトリーチ

6. IASB スタッフが基準設定主体、会計事務所、規制当局等に対して実施したアウトリーチの結果を整理すると、次のとおりである。
  - (1) 借手と貸手との間の手数料に限られるとの見解1がより広く見られる。
  - (2) 実務上のばらつきがある又はあり得るとする回答が一定数あった。
  - (3) 第三者との間での手数料授受を含めるか否かが「10%テスト」の結果に影響するとの回答と、影響しないとの回答があった。
7. IASB スタッフからのアウトリーチに対し、当委員会事務局からは、わが国の関係者に照会した結果として、主に次の理由から、実務において必ずしも多く観察されるものではない旨を回答した。
  - (1) この論点の状況が多くみられた金融危機時には、わが国においてIFRSの任意適用企業がまだ多くなかった。
  - (2) IFRSの任意適用企業の多くが金融負債の条件変更又は交換をする状況にない。
  - (3) 条件変更や交換の結果、金融負債について認識の中止をすべきか否かは、10%テストを行うことなく明確である場合が多く、手数料を計算に算入すべきか否かが重要な論点になることは多くない。

---

<sup>3</sup> 要望書においては、借手が貸手に借入金の条件変更を要請し、契約を再締結するために貸手に対して手数料を支払うほか、第三者に対して法的サービスのコストを支払う例が挙げられていた。また、2016年5月開催のIFRS-IC会議においては、IFRS-ICのメンバーから、社債の発行者が新旧社債を交換するために、社債の保有者ではない投資銀行に対してアドバイザー費用を支払う例が挙げられていた。

### III. 今回の IFRS-IC 会議における議論

#### IASB スタッフによる提案

8. IASB スタッフは、以下の分析を提示した上で、本論点を IFRS-IC のアジェンダに追加しないとするアジェンダ決定案を公表することを提案した（スタッフが提案したアジェンダ決定案を別紙 1 に記載している。）。
- (1) アウトリーチに対する複数の回答者が、多くの場合、10%テストに第三者との間での手数料授受を含めるかどうかは結果に影響しないと回答した。また、そもそも 10%テストそのものが、条件変更により従前の金融負債を認識中止すべきかどうかの判断にあたって大きい影響を有しないとの回答もあった。これに対し、欧州のある基準設定主体は、第三者との間での手数料授受を含めるかどうかは 10%テストの結果に直接影響するとしていた。
  - (2) IFRS 第 9 号及び IAS 第 39 号は、実効金利の計算に関連して、「契約の当事者間で授受されるすべての手数料及びポイント」と「取引コスト」を区別しており、本論点の判断に参考になる。
  - (3) IFRS 第 9 号 B3.3.6 項及び IAS 第 39 号 AG62 項には、次の 2 つの別々の要求事項が定められている。
    - ① 10%テストに「受取手数料を控除後の支払手数料」を含めること
    - ② 交換又は条件変更に関連する「発生したコスト又は手数料」の会計処理方法
  - (4) (3)①の 10%テストは、金融負債の交換又は条件変更に係る条件が「大幅に異なる」かどうかを判断するためのものである。10%テストの目的で考慮する必要があるのは、契約当事者間（借手と貸手との間）のキャッシュ・フローである。したがって、10%テストにおいては借手と貸手との間の手数料のみを考慮すべきである。
  - (5) これに対し、(3)②の「発生したコスト又は手数料」は、交換又は条件変更に直接起因する増分コストであるという点で、「取引コスト」に類似している。
  - (6) 以上に鑑みると、10%テストにおいて含めるべき「受取手数料を控除後の支払手数料」は借手と貸手との間の手数料に限られるとの見解（見解 1）に同意する。
  - (7) (2)に記載したように、IFRS は、契約の当事者間で授受される手数料とそれ以外のコストを区別して用いている。なお、(1)に記載したように、10%テストに第三者との間での手数料授受を含めるかどうかは結果に影響しないとの回答も寄せられている。

(8) 以上から、本論点をアジェンダに追加すべきでない。

### IFRS-IC 会議で示された主な意見

9. IASB スタッフが示したテクニカルな分析については、IFRS-IC のメンバーから同意する意見が多く聞かれた。アジェンダ決定案の文言等について聞かれたコメントは以下のとおりである。
- (1) 借手と貸手との間での契約上のキャッシュ・フローに着目することが重要であつて、手数料のみかどうかは重要なのではない。
  - (2) 第三者との間での手数料授受を除くとの表現では、第三者を介して借手と貸手が手数料を授受する等により取引を仕組むことを誘発する懸念がある。
  - (3) 10%テストの適用において、第三者との間での手数料授受を含めるかどうかによって結果に影響が生じることはある。また、影響が生じる場合、その影響が重要である可能性がある。
10. IASB スタッフが示したアジェンダ決定案による解決については、これを支持する意見も聞かれた一方、IASB スタッフが示した分析が唯一の解釈ではないとの趣旨で、解釈指針、年次改善又は IFRS 第 9 号の範囲の限定的な修正による解決が望ましいとの意見が聞かれた。採決の結果、アジェンダ決定案に反対する意見の方が少数であったことから、アジェンダ決定案を公表することとされた。

### IFRS-IC 会議での議論の結果

11. 議論の結果、次の内容の「アジェンダ決定案」が公表された（公表されたアジェンダ決定案を別紙 2 に記載している。）。
- (1) IAS 第 39 号の AG62 項と IFRS 第 9 号の B3.3.6 項では、①（金融負債の交換又は条件変更に係る条件が大幅に異なっていて従前の金融負債の認識中止につながるかどうか、を評価する際の）10%テストに「受取手数料を控除後の支払手数料」を含めることが要求されているとともに、② 交換又は条件変更に関連する「発生したコスト又は手数料」の会計処理方法についての要求事項が定められている。
  - (2) IAS 第 39 号及び IFRS 第 9 号では、実効金利の計算に関連して、「契約の当事者間で授受されるすべての手数料及びポイント」と「取引コスト」が区別されている。
  - (3) 10%テストの目的は、貸手と借手との間の契約上のキャッシュ・フローの変動の影響を分析することによって、新旧の契約条件の相違がどの程度重大であるかを定量的に評価することである。したがって、そこに含めるべき「手数料」は、「契約の当事者間で授受されるすべての手数料及びポイント」に類似している。

- (4) 他方、「発生したコスト又は手数料」は、交換又は条件変更に直接起因する増分コストであるという点で、「取引コスト」に類似している。
- (5) 以上に鑑み、10%テストを行うにあたっては、貸手と借手との間で支払若しくは受取される手数料、借手若しくは貸手によって支払われる手数料、又は、借手若しくは貸手に代わって支払われる手数料のみを含むことに、IFRS-ICは留意した。
- (6) 本論点については、解釈指針も基準の修正も必要なく、アジェンダに追加しない。

#### IV. 今後の予定

- 12. 第11項に記載した「アジェンダ決定案」については、2016年7月22日までコメントを募集している。IFRS-ICは、2016年9月以降の会議において、当該「アジェンダ決定案」を最終化するかどうかについて再検討する予定である。

#### V. 当委員会による対応案

- 13. IASBスタッフによるテクニカルな分析については、次の理由から同意できるものと考えられる。
  - (1) 10%テストは、契約の当事者が契約上のキャッシュ・フローを大幅に変更したかどうかを判断するための簡便な方法を提供するものである。したがって、そこで考慮すべきなのは、契約当事者間のキャッシュ・フローに含まれると考えられる貸手と借手との間で授受される手数料等である。
  - (2) IAS第39号AG62項及びIFRS第9号B3.3.6項は、2つの別々の要求事項（10%テストと「発生したコスト又は手数料」の会計処理方法）について定めており、それぞれについて異なる用語が用いられている。その用語法が、IAS第39号及びIFRS第9号における実効金利の計算に関連した用語法と類似していることから、(1)の結論は支持し得る。
- 14. アジェンダ決定による解決についても、次の理由から同意できるものと考えられる。
  - (1) IFRS第9号B3.3.6項及びIAS第39号AG62項における「10%テスト」について解釈がより明確になることは、将来における実務の安定に資することから望ましい。
  - (2) わが国の関係者に照会した結果、本論点については実務において必ずしも多く観察されていないため、厳格なデュー・プロセスを求めるよりも、アジェンダ決定によってタイムリーに解釈を明確化するメリットの方が大きいと考えられる。

15. 以上から、IFRS-IC のアジェンダ決定案にコメントを提出しないこととしてはどうか。

ディスカッション・ポイント

当委員会事務局としては、IFRS-IC のアジェンダ決定案にコメントを提出しないことを提案しているが、ご質問やご意見があればお伺いしたい。

以 上

(別紙1)

2016年5月開催のIFRS-IC会議にスタッフが提案した「アジェンダ決定案」

IAS第39号「金融商品：認識及び測定」及びIFRS第9号「金融商品」——認識の中止の目的上の「10%」テストに含まれる手数料及びコスト

解釈指針委員会は、金融負債の認識の中止の目的上の「10%」テストに含めるべき手数料及びコストに関するIAS第39号及びIFRS第9号の要求事項の明確化を求める要望を受けた。

解釈指針委員会は、次のことに着目した。

- (a) IAS第39号のAG62項とIFRS第9号のB3.3.6項では、金融負債の交換又は条件変更に係る条件が大幅に異なっていて当初の金融負債の消滅として会計処理すべきかどうかを評価する際の「10%」テストに、「受取手数料を控除後の支払手数料」を含めることが要求されている。これらの項には、当該交換又は条件変更に関する「発生したコスト又は手数料」についての、当該交換又は条件変更が当該金融負債の認識の中止につながるのかどうかに対応した会計処理方法に関する要求事項も含まれている。
- (b) IAS第39号とIFRS第9号では、実効金利の計算に含めるべき項目を考慮する際に、「契約の当事者間で授受される手数料及びポイント」と「取引コスト」が区別されている。解釈指針委員会は、この区別は、IAS第39号のAG62項及びIFRS第9号のB3.3.6項を適用する際に、どの手数料を「10%」テストに含めるべきかを判断するために有用であることに留意した。「10%」テストの目的は、契約上のキャッシュ・フロー（すなわち、貸手と借手との間の契約上のキャッシュ・フロー）の変動の影響の分析によって、新旧の契約条件の相違の重大さを定量的に評価することである。したがって、「10%」テストに含まれる手数料は、実効金利の計算に含まれる「契約の当事者間で授受される手数料及びポイント」と同様である。これと対照的に、交換又は条件変更に関して発生した「手数料及びコスト」は、交換又は条件変更に直接起因する増分コストであるという点で、「取引コスト」と同様の性質を有する。それらの手数料及びコストは、企業が当該金融負債の交換又は条件変更を行わなかったとした場合には、発生していなかったであろう。

これらの所見に基づき、解釈指針委員会は、企業は、IAS第39号のAG62項及びIFRS第9号のB3.3.6項を適用する際に、「10%」テストに貸手と借手の間の手数料だけを含まると結論付けた。

IFRS 基準の現行の要求事項に照らし、解釈指針委員会は解釈 指針も基準の修正も必要ないと判断した。したがって、解釈指針委員会は、この論点をアジェンダに追加しないことを [決定した]。



(別紙2)

2016年5月IFRS-IC会議に係るIFRIC Updateに掲載された「アジェンダ決定案」

(下線及び取消線はスタッフ提案からの修正を示したもの)

IFRS第9号「金融商品」及びIAS第39号「金融商品：認識及び測定」及びIFRS第9号「金融商品」——認識の中止の目的上の「10%」テストに含まれる手数料及びコスト（アジェンダ・ペーパー11）

解釈指針委員会は、金融負債の認識の中止の目的上の「10%」テストに含めるべき手数料及びコストに関するIAS第39号及びIFRS第9号の要求事項の明確化を求める要望を受けた。

解釈指針委員会は、次のことに着目した。

- (a) IAS第39号のAG62項とIFRS第9号のB3.3.6項では、金融負債の交換又は条件変更に係る条件が大幅に異なっていて当初の金融負債の消滅として会計処理すべき認識の中止につながるのかどうかを評価する際の「10%」テストに、「受取手数料を控除後の支払手数料」を含めることが要求されている。これらの項には、当該交換又は条件変更に関する「発生したコスト又は手数料」についての、当該交換又は条件変更が当該金融負債の認識の中止につながるのかどうかに対応した会計処理方法に関する要求事項も含まれている。
- (b) IAS第39号とIFRS第9号では、実効金利の計算に含めるべき項目を考慮する際に、「契約の当事者間で授受される手数料及びポイント」と「取引コスト」が区別されている。解釈指針委員会は、この区別は、IAS第39号のAG62項及びIFRS第9号のB3.3.6項を適用する際に、~~どの手数料を「10%」テストに含めるべきかを判断するために有用であることに留意した。~~「10%」テストの目的は、契約上のキャッシュ・フロー（すなわち、貸手と借手との間の契約上のキャッシュ・フロー）の変動の影響の分析によって、新旧の契約条件の相違の重大さを定量的に評価することであることに留意した。したがって、「10%」テストに含まれる手数料は、実効金利の計算に含まれる「契約の当事者間で授受される手数料及びポイント」と同様である。これと対照的に、交換又は条件変更に関して発生した「手数料及びコスト又は手数料」は、交換又は条件変更~~に直接起因する増分コストであるという点で、「取引コスト」と同様の性質を有する。それらの手数料及びコスト又は手数料は、企業が当該金融負債の交換又は条件変更を行わなかったとした場合には、発生していなかったであろう。~~

これらの所見に基づき、解釈指針委員会は、「10%」テストを行うにあたり IAS 第 39 号の AG62 項及び IFRS 第 9 号の B3.3.6 項を適用する際に、企業は、IAS 第 39 号の AG62 項及び IFRS 第 9 号の B3.3.6 項を適用する際に、「10%」テストに貸手と借手の間の支払手数料又は受取手数料、あるいは貸手若しくは借手が支払ったか又は貸手若しくは借手に代わって支払った手数料だけを含めると結論付けたことに留意した。

IFRS 基準の現行の要求事項に照らし、解釈指針委員会は解釈指針も基準の修正も必要ないと判断した。したがって、解釈指針委員会は、この論点をアジェンダに追加しないことを [決定した]。